

2022年9月9日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 柏木 洋志

〃 藤田 貴裕

〃 関口 博

〃 石塚 陽一

〃 小川 宏美

### 議案の提出について

議員提出第 11 号議案

## **建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金 拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給 に関する法律」の改正を求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の 改正を求める意見書(案)

建設業従事者のアスベスト被害に対して、2021（令和3）年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下しました。さらに、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、2022年6月までには給付金制度が開始されます。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、アスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていません。成立した建設アスベスト給付金法の附則第2条には、国以外の者による損害賠償、その他補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置をとるとされています。しかし、被告の建材企業らは、継続する裁判においていまだに原告側と争う態度を改めていません。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長されなければなりません。

以上のことから建設アスベスト被害者の全面救済を図るため、アスベスト建材製造企業の補償基金への拠出参加を求め、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を早期に行う必要があります。

### 記

1. アスベスト建材製造企業の補償基金への参加・協力へ向けた環境整備、建設アスベスト被害全面解決を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2022年9月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣